

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月2日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当について、誤って超過勤務の確認時間より多く支給されているものがあつた。また、超過勤務手当の支給が漏れているものがあつた。（東讃農業改良普及センター）</p> <p>(イ) 外部講師の出勤確認については、出席簿で代用して行っているが、当該講師の押印又は署名のないものや鉛筆書きのものがあつた。（農業大学校）</p> <p>イ 契約について</p> <p>印刷物の発注に係る契約について、契約金額が50万円を超えるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。（農業生産流通課）</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 郵便切手類受払簿の物品出納命令者印、請求者受領印及び出納員印の押印漏れがあつた。（東部家畜保健衛生所）</p> <p>(イ) 外部記録媒体の保管責任者の変更手続ができていなかった。（水産試験場）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 平成28年3月に総務事務システムにより修正入力をし、戻入及び追給処理を適切に行った。</p> <p>今後は、庶務担当者が入力チェックを行うとともに、毎月の超過勤務等実績簿においても超過勤務命令簿との照合を行うことで再発防止に努める。</p> <p>(イ) 外部講師に、出席簿へ必ず押印又はボールペン等による署名を行うよう周知、依頼するとともに、授業終了後に学務担当者が確認を行うようにする。</p> <p>イ 契約について</p> <p>今後は、決裁の各段階においてチェックするなど、会計規則及び関連通知に基づく適正な事務処理を徹底する。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 直ちに物品出納命令者、請求者及び出納員が確認し、押印漏れの欄に押印した。今後は、押印漏れがないよう確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに保管責任者の変更手続を行った。今後は、「電磁的記録媒体取扱要領」に基づき適正に管理する。</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>エ その他 個人情報が完全に消去されていないUSBメモリの紛失があった。(西讃農業改良普及センター)</p> <p>ア 契約について (ア) 満濃試験地庁舎警備業務について、毎年度、見積合わせによる随意契約としているが、警備機器の設置等を要する業務であることから、契約事務の効率化や経費の縮減を考慮し、競争入札により長期継続契約とすることも検討する必要がある。(農業試験場) (イ) 県が委託した業務について、受託業者が県の研究機関に再委託しようとする場合には、業務及び経費の内容を精査し、必要に応じて契約又は仕様の見直しを検討する必要がある。(畜産課)</p>	<p>エ その他 紛失が判明した時点で、関係課へ報告し、個人情報の対象者には事情説明と謝罪を行い、紛失に関して了解を得た。 個人情報の取扱いについては、データは必ずパスワードを付けて保存することとし、外部への情報提供には、USBメモリは使用せず、ファイル転送システムを利用して情報提供を行うよう職員に周知徹底した。また、所属電磁的記録媒体使用管理簿を、定期的に点検することとした。</p> <p>ア 契約について (ア) 平成29年度から一般競争入札による長期継続契約を行うよう検討を進めている。 (イ) 今後、業務委託の中で県の研究機関に再委託しようとする場合には、業務及び経費の内容を精査し、必要に応じて契約又は仕様の見直しを行う。</p>
---------------	---	--